

損害賠償請求権放棄特別約款（第1種）

当社は、貨物の輸送・運送取扱・保管（梱包を含みます。）・解体・すえつけ等に係る受託者またはその代理人もしくは使用人の過失によって生じた損害については、運送保険普通保険約款第19条の損害賠償請求権を放棄します。

2 前項の損害については、運送保険普通保険約款第14条第2項の規定を適用しません。

テロリズム危険・生物化学兵器危険不担保特別約款

本特別約款は、運送保険普通保険約款および保険証券記載の他の特別約款ならびに特約条項に常に優先して適用されます。

第1条 当社は、運送保険普通保険約款および保険証券記載の他の特別約款ならびに特約条項の規定に係わらず、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 輸送中、保管中等を問わず保険期間中に化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器によって発生した損害
- (2) 貨物の保管中等に、テロリストまたは政治的動機から行動する者によりなされた行為、およびこれに関連して生じた事故によって発生した損害

第2条 前条に定める「保管中等」とは、本保険の他の規定に定める「保管中」、「加工中」、「販売中」、「展示中」、「作業中」など貨物が通常の合理的な輸送途上にある以外のすべての状態をいいます。

第3条 第1条第2項に定める損害が第2条に定める「保管中等」以外に生じた場合は、運送保険普通保険約款および保険証券記載の他の特別約款ならびに特約条項の規定に従います。

日付変更に係る損害不担保特別約款

第1条 当社は、直接であると間接であるとを問わず、第2項の事由による、または第2項の事由に関連して発生した貨物に対する一切の損害（滅失、損傷、費用ならびに法律上および契約上の損害賠償責任）について、保険金を支払いません。

2 年、日付または時刻のデータまたは情報の処理、変換または置換えに関連してコンピュータ・ハードウェア、コンピュータ・システム、コンピュータ・ソフトウェア、プログラム、プロセスなどその他一切の電子機器類（以下「コンピュータなど」といいます。）に生じた誤作動または機能喪失。

3 上記第1項および第2項は、次の事項に該当する損害の場合は適用しません。

- (1) 輸送中に生じた事故による損害
- (2) 火災・爆発による損害
- (3) 契約者（または被保険者）が所有、賃借または管理しないコンピュータなどに生じた誤作動または機能喪失による損害